

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和2年12月6日 18時00分ごろ
発生場所	北海道室蘭市室蘭港港口付近 室蘭港南外防波堤灯台から真方位249°550m付近 （概位 北緯42°20.8′ 東経140°54.6′）
事故の概要	貨物船東広丸は、入航中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年2月1日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 東広丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141013、東広海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部の防舷材に擦過傷 灯標 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 6、視界 良好 海象：波向 西、波高 約2m、潮汐 高潮期 日没時刻：16時04分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、北海道苫小牧市苫小牧港を空船で出港し、室蘭港に入港する目的で、船長ほか1人が船橋当直に就き、レーダー2台を1.5及び3海里（M）レンジとして、港口に向けて北進した。</p> <p>船長は、港口付近に達したので、手動操舵とし、レーダー等による船位の確認は行わなかったものの、ふだんのように、室蘭港港口灯標（赤灯、以下「本件灯標」という。）の灯光を注視して付近を航行するつもりで、その東北東方0.3M付近にある室蘭港南外防波堤灯台（赤灯、以下「南外防波堤灯台」という。）の灯光を本件灯標のものと思い、仮灯（黄灯）に交換されていた本件灯標に接近していることに気付かずに、右転を始めた。</p> <p>船長は、南外防波堤灯台の灯光を注視しながら操船を続け、本船が約11ノットの対地速力で右転中、右舷船尾部が本件灯標に衝突した。</p> <p>本件灯標は、本事故時、灯火（群閃赤光、毎6秒2閃光）が、仮灯（黄光、4秒に1閃光）に交換されており、令和元年12月9日にその旨が地域航行警報として発表され、本件灯標の灯火が仮灯に交換後、船長が、室蘭港に4回入港していたが、いずれも昼間だったので、灯火の交換に気付かなかった。</p>

	<p>船長は、本件灯標の灯火が仮灯に交換されたことを知らなかったの で、ふだんのように本件灯標の灯光（赤灯）を注視しているつもり で、南外防波堤灯台の灯光（赤灯）を注視していたことを本事故後に 気付いた。</p>
分析	<p>本船は、港口へ向けて北東進中、船長が南外防波堤灯台の灯光を本 件灯標の灯光と思い込み、目視のみで航行を続けたことから、本件灯 標に接近していることに気付かず、本件灯標に衝突したものと考えら れる。</p> <p>船長は、本件灯標の灯火（赤灯）が仮灯（黄灯）に交換されたこと を知らなかったこと及び南外防波堤灯台の灯火が赤灯だったことか ら、南外防波堤灯台の灯光を本件灯標の灯光だと思い込んだものと考 えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、港口へ向けて北東進中、船長が南外防波 堤灯台の灯光を本件灯標の灯光だと思い込み、目視のみで航行を続け たため、本件灯標に接近していることに気付かず、本件灯標に衝突し たものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、慣れた海域でも目視だけに頼らず、レーダー等の 航海計器を活用して船位及び進路目標とする灯火の位置等の確認 を行うこと。 ・ 船長は、出港に先立ち、船舶代理店に連絡するなどして、入港予 定地の航路標識の状況等の情報を入手すること。